

沖縄県平和創造の森公園の指定管理者募集要項

令和4年8月

沖縄県環境部
環境再生課

沖縄県平和創造の森公園の指定管理者募集要項 目次

1 募集の目的	1 頁
2 施設の概要	1 頁
3 管理運営の基本的な考え方	2 頁
4 指定管理者の業務	2 頁
5 自主事業	3 頁
6 管理運営の基準	4 頁
7 指定期間	6 頁
8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等	6 頁
9 応募資格要件	7 頁
10 指定管理者選定スケジュール	8 頁
11 募集要項の配布・現地説明会等について	9 頁
12 申請手続	9 頁
13 選定及び審査基準	11 頁
14 協定の締結	13 頁
15 指定管理者の留意事項	13 頁
16 県と指定管理者の責任分担	14 頁
17 指定管理者の取消し等	14 頁
18 業務の引継ぎ	15 頁
19 問い合わせ先	15 頁
別表 1 県と指定管理者の業務区分	16 頁
別表 2 県と指定管理者のリスク分担	17 頁

沖縄県平和創造の森公園の指定管理者募集要項

沖縄県は、沖縄県平和創造の森公園の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 3 条に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和 4 年度で満了することに伴い、令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

沖縄県平和創造の森公園

(2) 施設の所在地

沖縄県糸満市字山城地域内

(3) 設置目的

沖縄県平和創造の森公園は、平和でみどり豊かな潤いに満ちた環境を創出し、次の世代に引き継ぐことを目的に開催された第 44 回全国植樹祭の意義を踏まえ、緑化推進の拠点及び平和への思いを新たに作る場として設置されました。

(4) 施設の規模等

①公園面積（管理面積）：22ha（第 44 回全国植樹祭会場跡地 2ha 含む）

②主な施設面積：19,791m²（但し、主要施設でも面積に含まれていない施設もある）

③整備年度：平成 5 年度～平成 9 年度

④主な施設：

主な施設	面積 (m ²)	主な施設	面積 (m ²)
管理事務所	158.45	広場休憩所	165.72
水車小屋	12.96	多目的広場	7,972.00
せせらぎ・池	1,251.00	とりで	362.00
造林樹種展示園	864.00	園路	9,005.00
主な施設	数量・サイズ	主な施設	数量・サイズ
橋梁 1 号	L=46.1m、W=8m	橋梁 2 号	L=45.4m、W=7m
駐車場（中央）	バス 4 台 身体的弱者用 4 台 普通車 76 台	駐車場（東・西）	東 95 台 西 28 台
展望台	1	噴水	1
遊具	一式	地下水井戸ポンプ（揚水ポンプ、配水管、貯水タンク等）	一式

(5)開園時間、休園日

開園時間：午前9時から午後6時30分（4月1日～8月31日）

午前9時から午後5時30分（9月1日～3月31日）

休園日：毎週月曜日（月曜日が祝日（元日を除く）又は慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日）、年末年始（12月29日～1月3日）

3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 沖縄県平和創造の森公園は、公の施設であることから、指定管理者は沖縄県平和創造の森公園に求められる公共性を十分理解し、施設利用の平等性、公平性、守秘義務の確保等に努める必要があります。
- (2) 沖縄県平和創造の森公園は、先の大戦によって荒廃した原野の緑化を始めとする「緑化推進の拠点」として整備されました。また、近年の森林や緑地が有する公益的機能への社会的要請の高まりを受け、本公園の存立意義は益々大きくなっています。本公園の管理運営を行うにあたり、県民に対して森林や緑化の大切さを広く普及啓発するための取組が必要です。
- (3) 沖縄県平和創造の森公園は、沖縄戦跡国定公園に位置し、戦没者の鎮魂と平和への祈りを込めて開催された第44回全国植樹祭跡地を中心に整備されました。また、令和元年には、継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発することを目的とした第43回全国育樹祭が開催されました。これらの経緯を踏まえ、本公園から平和の大切さを発信する取組を行い、「平和への思いを新たにする場」としての意義を更に深める姿勢が求められます。
- (4) 沖縄県平和創造の森公園の設置目的や存立意義を更に深めていくためには、より広く県民に認知してもらい、利用を促すことが必要です。本公園独自の魅力を活用した創意工夫のある管理運営に取り組んでください。

4 指定管理者の業務

指定管理者は次の業務を行うものとし、業務の詳細内容については別添「沖縄県平和創造の森公園管理運営仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。ただし、別添仕様書の業務内容は指定管理者が遵守すべき最低限の業務内容を示したものであり、公園の適正な管理運営に必要な業務については、適宜実施してください。

- (1) 利用の許可に関する業務
 - ①利用の許可に関する業務（条例第10条）
 - ②利用の許可の取消し等に関する業務（条例第12条）
 - ③原状回復命令に関する業務（条例第13条第2項）
 - ④その他の利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務

- ①利用料金の収受に関する業務（条例第 14 条）
 - ②利用料金の減免に関する業務（条例第 15 条）
 - ③利用料金の返還に関する業務（条例第 16 条ただし書）
 - ④その他の利用料金の収受に関する業務
- (3) 公園の施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- ①施設の維持管理（施設・設備・備品の点検、修繕等）（※1、2、3）
 - ※1 小規模修繕（原則として 1 件 1,000 千円未満）については、指定管理者の責任で行ってください。小規模修繕に係る費用は年間総額 2,379 千円を見込み計上しているため、本金額を目安として修繕を行ってください。なお、令和 4 年度中に公園施設の点検調査業務を実施予定であるため、協定締結後に県が提供する調査結果等を踏まえ、計画的な修繕に努めてください。
 - ※2 災害復旧工事、大規模な施設改修工事（原則として 1 件 1,000 千円以上）は、県が実施します。県と指定管理者とのリスク分担については、「16 県と指定管理者の責任分担」及び別表 2 を参照してください。
 - ※3 協定締結時に県から無償貸与を受けることができる備品は、別添仕様書の別紙 2 の「備品一覧」になります。一部、現時点で使用不可の備品があるため、ご留意ください。
 - ②美化・清掃（美化、清掃、衛生的環境の確保）
 - ③植栽管理（樹木、芝生、草花等の管理）
 - ④安全管理（警備、安全確保、秩序維持管理、防犯対策、防災対策等）
 - ⑤その他管理、管理に伴う各種帳票類の整備及び保管
- (4) 公園の適正な管理運営を図るためのモニタリング（月報、事業報告、アンケート調査等）に関する業務（詳細は「15 指定管理者の留意点」を参照してください）
- (5) 広報又は利用の促進に係る業務
本公園への認知度を高める広報又は利用の促進に係る業務を行ってください。
- (6) 上記業務に掲げるもののほか、公園の運営に関して、知事が必要と定める業務

5 自主事業

- (1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、沖縄県平和創造の森公園の利用促進・活性化に資する事業(以下「自主事業」という。)を行うことができます。
- (2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。
- (3) 自主事業の実施に当たっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。
- (4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際にあらためて協議するものとします。

- (5) 自主事業の提案について、指定管理候補者選定の際の評価対象とします。
- (6) 自主事業の提案に当たっては、以下の点に留意してください。
 - ① 沖縄県平和創造の森公園の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - ② 指定管理業務に支障を与えるものではないこと。
 - ③ 公共性の確保が図られていること。
- (7) 自主事業の実施に当たり県有施設を使用する場合には、県への使用料の支払が必要となる場合があります。
- (8) 新たな取組（施設整備等）に向けた検討材料を得ることを目的として、県から事業内容の提案がある場合は、自主事業に積極的に組み込んでください。（例示：キャンプ場整備に向けたニーズ調査のためのキャンプイベントの実施等）

6 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び別添仕様書に従い、沖縄県平和創造の森公園の指定管理業務を実施します。

(1) 関係法令等の遵守

- ① 地方自治法、同施行令、同施行規則
- ② 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ③ 施設設備の維持管理に関する法令
 - ・ 建築基準法（建築設備の定期点検等）
 - ・ 電気事業法（技術基準の維持等）
 - ・ 消防法（消防計画の提出等）
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
- ⑤ 個人情報保護法、沖縄県個人情報保護条例
- ⑥ その他関係法令等

(2) 沖縄県行政手続条例の適用

指定管理者は、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、処分等の手続は同条例の規定に基づいて行わなければならない。

(3) 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置（利用の不承認又は利用の承認の取消し）を講じてください。

(4) 施設の開園時間等

① 休園日

- ア 月曜日（月曜日が祝日（元日を除く）又は慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日）
- イ 12月29日から翌年の1月3日まで

ただし、指定管理者は知事の承認を得て、臨時に休園日を変更することができます。

②開園時間

ア 4月1日から8月31日までの期間 午前9時から午後6時30分まで

イ 9月1日から3月31日までの期間 午前9時から午後5時30分まで

ただし、指定管理者は知事の承認を得て、臨時に開園時間を変更することができます。

(5)業務執行体制

①文書取扱規程の整備

指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等の管理について、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、規程等を定めるものとします。

②情報公開規程の整備

指定管理者は、業務実施に当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

③手続規程等の整備

指定管理者は、使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程等を定め、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④個人情報保護の取扱い

指定管理者は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

公の施設の指定管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例第12条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第63条及び第64条に基づく罰則規定があります。

⑤守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑥区分経理・会計体制の確立

指定管理者は、会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行わなければなりません。

また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を定め、事故防止体制を整えるものとします。

⑦業務委託の制限

指定管理業務の全部又は「4 指定管理業者」の業務の(1)、(2)及び(4)の業務を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

これら以外の業務を第三者に委託する場合には、その内容について、あらかじめ県の承認を得なければなりません。

(6)業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。

なお、別添仕様書の別紙2の「備品一覧」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

指定期間中に、上記貸与物品の劣化による更新等で新たな物品が必要となった場合は、県が直接調達又は県が指定管理者に指示して調達させることとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとします。

(7)賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、賠償責任保険に加入するものとします。

(8)指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者である県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記するものとします。

7 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等

(1)施設使用料の取扱い

①利用料金制の採用

沖縄県平和創造の森公園においては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。施設使用料は、指定管理者の収入とすることができます。

②利用料金の額

条例第14条第2項の規定に基づき、条例別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定します。

利用料金収入は沖縄県平和創造の森公園を利用する日の属する年度の収入とします。

(2)施設管理に要する経費等

- ① 県は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払います。

会計年度（4月1日から翌3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。

- ② 指定管理料は次の額を上限とします。県が支出する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案してください。

収支計画書に記入された5年間の指定管理料の合計が上限額の合計(160,726千円)を上回る金額であった場合は、失格とします。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和5年度(R5.4.1~R6.3.31)	32,153千円
令和6年度(R6.4.1~R7.3.31)	32,149千円
令和7年度(R7.4.1~R8.3.31)	32,145千円
令和8年度(R8.4.1~R9.3.31)	32,141千円
令和9年度(R9.4.1~R10.3.31)	32,138千円

合 計 160,726千円

- ③ 指定管理料は、利用料金の減免を行った場合でも、その分の補てんは行いません。

(3) 会計の区分

沖縄県平和創造の森公園の管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他業務の会計と区分してください。また、指定管理業務に係る県収入及び指定管理料は区分して経理してください。

9 応募資格要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者としてします。

- ① 法人、その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- ② 県内に主たる事務所又は事業所を有すること(共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。)
- ※主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。
- ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ④ 指定期間中に、解散・廃止のおそれがないこと。
- ⑤ 施設管理の総括責任者を専任で配置できること。
- ⑥ 沖縄の樹木(植物)、緑化に関する知識及び経験を持つ者を1名以上有すること。

※1級造園技能士、樹木医等の資格を有する者などを想定。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。仮に、申請が受け

つけられた場合でも、申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
- ② 会社更生法、民事再生法等による手続をしている法人等
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人等
- ④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等

(3)失格事項

次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をした場合
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があった場合

(4)共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体で応募する際には、次に掲げる事項に注意してください。

- ① 代表者又は代表となる団体を決定すること。
- ② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定（以下「協定」という。）は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。
- ③ 各構成員が応募資格要件を満たすこと。ただし、(1)応募資格⑥は構成員の1団体以上が該当すれば足りるものとする。
- ④ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできないこと。

10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールのとおり実施する予定です。

①募集要項等の公表	令和4年8月31日(水)
②指定管理者募集に係る現地説明会	令和4年9月12日(月)
③公募に関する質問の受付期限	令和4年9月30日(金)
④質問の回答期限	令和4年10月7日(金)
⑤申請書類等の提出期限	令和4年10月31日(月)午後5時
⑥指定管理者制度運用委員会による審査	令和4年11月上旬
⑦選定結果の公表	令和4年11月上旬
⑧県議会への指定管理者指定議案の上程	令和4年11月定例会予定
⑨指定管理者の指定	令和4年12月下旬
⑩指定管理者との協定締結	令和5年2月上旬
⑪業務開始	令和5年4月1日(土)

11 募集要項の配布・現地説明会等について

(1) 募集要項等の配布

①配布期間 令和4年8月31日(水)～令和4年10月31日(月)

②配布場所

- ・沖縄県環境部環境再生課(沖縄県庁4階)
- ・沖縄県環境部環境再生課ホームページ

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/saisei/ryokuka/r4heiwasonzounomori/koubo.html>

③配布書類

- ・沖縄県平和創造の森公園の指定管理者募集要項
- ・沖縄県平和創造の森公園指定管理者申請様式集
- ・沖縄県平和創造の森公園管理運営仕様書
- ・各種管理数量、施設平面図
- ・参考資料

※窓口での配布は、土曜・日曜・祝祭日を除く、午前9時から午後5時までです。

(2) 現地説明会の開催

募集要項の説明、募集要項に関する質疑応答、現場見学(ただし、工事中の為立ち入りが規制されている区域の見学は除く。)を行うため、次のとおり現地説明会を開催します。

①開催日時 令和4年9月12日(月)午後1時から午後4時まで

②集合場所 沖縄県平和創造の森公園 管理事務所

③参加申込方法

- ・参加希望者は9月8日(木)までに「現地説明会参加申込書(第8号様式)」によりFAX又はメールで提出してください。
- ・参加人数は各団体で2名までとします。(共同企業体も1団体とみなします。)

④申込先 沖縄県環境部環境再生課（指定管理者公募担当）

F A X : 098-866-2497 E-mail: aa021100@pref.okinawa.lg.jp

12 申請手続

(1) 申請書類の提出

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参してください。持参する際は、事前に電話連絡をお願いします。

申請書の 受付期間	令和4年8月31日(水)～令和4年10月31日(月) (ただし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。)
受付時間	午前9時～午後5時まで
受付場所	沖縄県環境部環境再生課（沖縄県庁4階）

(2) 提出書類

書類名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 ・誓約書 ・団体概要書 ・共同企業体構成員表（複数の法人等で申請する場合に提出） ・共同企業体協定書	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式
2 事業計画書	第6-1号様式 ～第6-11号様式
3 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3ヶ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去3ヵ年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 役員の氏名、生年月日及び性別を記載した書類 オ 団体の組織図や業務執行体制が分かる書類 カ 法人である団体にあつては、過去3ヵ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） キ 法人でない団体にあつては、過去3ヵ年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目）	第7号様式

<p>ク 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>※ 共同企業体で申請する場合は、構成団体すべてにおいて、上記3の添付書類をすべて提出してください。</p>	
--	--

(3) 提出書類の様式、提出部数等

- ① 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4に統一してください。
提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- ② 提出書類は、下欄にページ数を記載してください。
- ③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本10部（正本の複写可）とします。

(4) 提出書類の著作権、情報公開

- ① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類は、沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき取り扱います。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ① 申請に当たっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行ってください。
- ② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
- ③ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ④ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。
- ⑤ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。
- ⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。
- ⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。
- ⑧ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

(6) 質問等に対する受付

公募に関して質問がある場合は、質問票（第9号様式）をFAX又はメールで送信してください。

①受付期限 令和4年8月31日（水）から令和4年9月30日（金）

②申込先 沖縄県環境部環境再生課（指定管理者公募担当）

FAX：098-866-2497 E-mail：aa021100@pref.okinawa.lg.jp

③回答方法

・質問者に対しFAX又はメールで回答するほか、沖縄県環境部環境再生課ホームページにも掲載します。

13 選定及び審査基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行います。

① 応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県環境部環境再生課において、申請者の応募資格要件の適否審査を行います。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とします。

② 委員会による審査

「沖縄県平和創造の森公園に係る指定管理者制度運用委員会」（以下「委員会」という。）が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（11月上旬に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定します。なお、次の要件に1つでも該当した場合は、失格とします。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

※ 委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

(2) 審査基準

次の5項目全てを評価する総合評価方式により選考します。なお、各委員の点数を集計した合計点数が最低基準点（満点の6割）に満たない場合は、指定管理候補者として選定しません。また、申請者が1者の場合であっても、最低基準に満たない場合は指定管理候補として選定せず、再度公募を行います。

選定基準	配点	評価項目
1. 県民の公平な利用を確保できるものであること。 (条例第6条第1号)	35	(1) 管理運営方針
		(2) 公平な利用のための取組
		(3) 利用料金設定の考え方
2. 公園の効用を最大限に発揮させること。(条例第6条第2号)	55	(1) 利用拡大の目標値と考え方
		(2) 地域振興・貢献の考え方及び取組
		(3) 利用者の増加を図る取組
		(4) 広報及び利用促進の考え方及び取組
		(5) 自主事業の考え方
	40	(1) 収支計画の考え方
		(2) 管理運営経費の縮減の考え方及び取組

3. 効率的な管理運営を行うこと。(条例第6条第2号)		(3)施設の適切な修繕の考え方
		(4)業務の実施方法
4. 安定した管理運営に必要な人的・物的能力を有すること。(条例第6条第3号)	60	(1)職員の配置計画
		(2)労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に関する事項
		(3)利用料金の収受に係るチェック体制
		(4)防犯・防災対策
		(5)団体等の財務状況の健全性
		(6)類似事業の実績
		(7)損害賠償責任保険等の加入
		(8)個人情報の保護
5. そのほか、公園の設置目的を達成するために十分な能力を有すること。(条例第6条第4号)	10	(1)ノウハウや取組姿勢など
合計	200	

(3)選定結果の通知

選定結果は、申請者に通知するとともに、県ホームページで公表します。

14 協定の締結

(1)協定の締結

指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結します。また、年度ごと(4月1日～翌年3月31日)に締結する「年度協定」を別途締結します。

(2)協定の締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を満たさなくなったとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

15 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

① 指定管理者が行う事項

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」、「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

また、指定管理者は、次のとおり指定管理業務月報、事業計画書及び収支予算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

- ア 業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月10日
- イ 上半期報告書（4月1日～9月30日までの事業実績）・・毎年10月10日
- ウ 年間事業計画書及び収支予算書(翌年度計画)・・・・・・・・・・毎年2月末
- エ 年次報告書（4月1日～翌年3月31日までの事業実績）・・毎年4月末
- オ その他県が必要と認める書類

② 県が行う事項

県は、基本協定書及び年度協定書（以下「協定書」という。）等に従って適切に管理運営が行われているか、またその事務が法令に適合しているかについて、適時、関係書類の閲覧又は提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、又は調査に協力してください。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準(以下「要求水準」という。)に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。

ア 定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、又は施設内において指定管理業務の調査を行います。

(2) 監査

指定管理者は、地方自治法第199条第7項、第252条の42第1項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務等について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなります。

(3) 自動販売機の設置等

自動販売機の設置については、県が指定管理者以外の第三者の設置者へ貸付公募をします。この自動販売機の光熱水費は設置者が負担します。なお、販売収入は、指定管理者の収入とはなりません。本指定管理業務で、別途自動販売機を設置することはできません。

(4) 今後の新規施設整備等について

本公園の利活用を高める新規施設整備や改修等が生じた場合は、施設の管理運営方法について県と指定管理者の間で協議のうえ、決定するものとします。

(5) 県が実施する行事等への協力

県が実施する行事等で沖縄県平和創造の森公園を使用する場合は、公園の指定管理者として積極的に協力してください。

(6) 地域との連携、地域振興の取り組み

地域と連携した取り組みにより、沖縄県平和創造の森公園の利用促進を図ってください。また、周辺地域の活性化が本公園の利用促進に繋がることを踏まえ、地域振興・貢献に配慮してください。

16 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は別表1のとおりとし、県と指定管理者のリスク分担は別表2のとおりとします。ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

17 指定管理者の取消し等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、指定管理者が共同企業体の場合で、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となったときは、県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取消し等

県は、次のいずれかに該当する場合、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 指定管理者の倒産又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合
- ② 社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合
- ③ 指定期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合
- ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が指示に従わ

なかった場合

(4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引き継ぎに協力しなければなりません。

なお、現在、指定管理業務に従事している者について、安定的なサービスの提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

19 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県環境部環境再生課（指定管理者公募担当）
(TEL)098-866-2064 (FAX)098-866-2497
(E-mail) aa021100@pref.okinawa.lg.jp

別表 1

県と指定管理者の業務区分

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 維持管理	植栽管理	樹木、草地、芝生、花壇等の維持・育成		○
	工作物管理	噴水、園路、広場、遊具、休養施設、管理施設、備 品等の維持・小規模修理		○
	清掃	塵芥、便所等の清掃		○
	点検巡視	植物、工作物等の点検巡視		○
	整備・改善	建築物等の新築、増築、大規模修繕	○	
施設の 運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、県民協働等		○
	利用増進	広報、催事の実施、利用促進		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
本格復旧			○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占用許可	○	
		有料施設の利用許可、利用料徴収		○

別表 2

県と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物件（物品）等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
支払い遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により県からの経費の支払の遅延によって生じた場合	○	
	上記以外の場合		○
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然災害又は人為災害）に伴う施設、設備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
書類の誤り	維持管理基準等、県が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもので1件当たりの修繕費が1,000千円未満）		○
	経年劣化によるもの（指定管理者の責めに帰すことのできない損傷）	○	
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもので1件当たりの修繕費が1,000千円未満）		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継に要する費用		○